

## 保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.12)

1 日 時 令和5年9月29日(金)  
午前 9時59分 開会  
午前11時04分 閉会

2 場 所 第1委員会室

### 3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	西 田 一
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総務部長	星之内 正 毅
給付金担当課長	藤 木 泰 代	地域福祉部長	名 越 雅 康
介護保険課長	齋 藤 涉	障害福祉部長	西 尾 典 弘
障害者支援課長	三 好 秀 樹	指定指導担当課長	久 保 利 之
保健衛生部長	肥 塚 隆 男	保健衛生課長	石 坂 瑠 美
食肉センター所長	仮屋園 弘 志	子ども家庭局長	小笠原 圭 子
子ども家庭部長	岩 佐 健 史	総務企画課長	川 口 美 紀
保 育 課 長	三 宅 大 二	子育て支援部長	高 橋 浩
母子保健担当課長	中 原 尚 子	青少年課長	白 鳥 公 将

外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長 有 永 孝 政策係長 袴 着 健太郎

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	29日は議案の審査、10月2日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第149号 令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	議案の審査を行った。
3	議案第151号 北九州市旅館業法施行条例の一部改正について	
4	議案第168号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第3号）のうち所管分	
5	議案第169号 令和5年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）	
6	議案第171号 令和5年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第1号）	

## 8 会議の経過

○委員長（村上直樹君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり5件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、10月2日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第149号、151号、168号のうち所管分、169号及び171号の以上5件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。

なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

**○総務部長** それでは、お手元のタブレットに配付しております令和5年9月議会保健福祉委員会資料の1ページの各項目に沿って順次御説明いたします。

初めに、1、専決処分の報告について御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

議案第149号、令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告のうち保健福祉局所管分、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてです。

本事業は、令和5年4月の臨時会で予算を御承認いただき、実施してまいりましたが、支給世帯数が当初の見込みを上回り、予算の不足が生じることとなりました。本給付金は、対象世帯に対し早期に支給することが求められており、6億円の補正予算を専決処分させていただきましたので、御報告をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

続きまして、2、条例議案について御説明いたします。

議案第151号、北九州市旅館業法施行条例の一部改正についてです。

旅館業法の一部が改正され、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定が追加されたことに伴い、条例中に引用する法の規定を追加する等のため、条例の一部を改正するものです。施行日は、規則で定める日とします。

5ページを御覧ください。

続きまして、3、令和5年度9月補正予算について御説明いたします。

議案第168号、令和5年度北九州市一般会計補正予算のうち保健福祉局所管分についてです。まず、歳出補正でございます。

3款2項2目の障害者福祉費の補正額は、1,647万円です。内訳は、医療的ケア児レスパイト事業経費において、医療的ケアを必要とする在宅の子供の看護や介護を行う家族の負担を軽減するため、訪問看護ステーションを利用する家族に対して助成を行う経費として、1,100万円を計上しています。次の障害福祉分野のICT導入モデル事業経費において、障害福祉現場のICTの活用により、障害福祉サービス事業所等における業務効率化や職員の業務負担軽減の推進に要する経費として、547万円を計上しています。

続いて、3款2項7目の社会福祉施設整備事業費の補正額は、5億6,680万円です。社会福祉施設整備事業費において、社会福祉法人等が障害福祉施設を整備する費用の一部補助に要する経費として、5億6,680万円を計上しています。

続いて、3款8項1目繰出金の補正額は、3,200万円です。食肉センターにおける老朽化した機械設備等の修繕等に要する経費を一般会計から特別会計に繰り出すものです。

以上、歳出補正の合計額は6億1,527万円です。

その下の歳入補正は、ただいま御説明しました歳出補正の財源として補正するものです。歳入補正の合計額は、5億3,791万円です。

6 ページを御覧ください。

続きまして、議案第169号、令和5年度北九州市食肉センター特別会計補正予算についてです。

1 款 1 項 1 目食肉センター管理費の補正額3,200万円は、食肉センターにおける老朽化した機械設備等の修繕等に要する経費を計上しています。また、歳入補正についても、歳出補正に合わせてその財源補正を行うものです。

7 ページを御覧ください。

続きまして、議案第171号、令和5年度北九州市介護保険特別会計補正予算についてです。

令和4年度決算に伴う介護給付準備基金への積立金として13億1,213万円を、国、県への返還金に要する経費として20億8,152万円を、それぞれ計上しています。また、歳入補正についても、歳出補正に合わせてその財源補正を行うものです。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

**○委員長（村上直樹君）** 子ども家庭部長。

**○子ども家庭部長** 続きまして、議案第168号、令和5年度北九州市一般会計補正予算のうち子ども家庭局所管分につきまして御説明いたします。

説明に当たりましては、金額は万円単位で御説明いたします。

資料の2 ページをお願いいたします。

初めに、歳出予算について御説明いたします。

4 款 2 項 1 目子ども家庭総務費、病児保育における利用者増加臨時対策事業の補正額2,000万円は、病児保育において利用人数増加に取り組む病児保育施設に対しまして、受入れ人数拡大に係る経費の一部を支援するための事業について補正をするものでございます。

次に、4 款 2 項 3 目母子保健医療費の、きたきゅうベビー応援事業の補正額3億3,200万円は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じる伴走型の相談支援と、妊娠、出産に対する10万円相当の経済的支援を実施する事業につきまして、追加補正するものでございます。

4 款 2 項 4 目青少年費の、青少年体験活動等活性化事業の補正額240万円は、モデル的に公園等で出張型プレーパーク活動を展開することで、子供の居場所となるプレーパークを普及するための事業につきまして追加補正するものでございます。

次に、歳入補正について御説明いたします。

18 款 2 項 3 目子ども家庭費国庫補助金の補正額2億1,840万円と、19 款 2 項 3 目子ども家庭費県補助金の補正額5,800万円は、今回計上の補正予算に対応する財源として補正するものでございます。

以上、子ども家庭局所管の関係議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（村上直樹君）** これより質疑に入ります。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

それでは、質疑はありませんか。白石委員。

**○委員（白石一裕君）** 保健福祉局の補正です。電気・ガス・食料品等の価格高騰重点支援給付金について専決がされています。

令和5年4月の臨時会で予算承認されと書いていますけれども、支給世帯が当初の見込みを上回り、8月には6,000万円ぐらい予算の不足が生じることになっているんですね。今回も総額5億4,750万円に対して6億円の補正額がついているということなんですけど、なぜこんなに大幅に当初見込みがずれるのか。専決にしては、総額といえどもかなり大きな金額だと思っておりますので、説明を受けたような記憶もあるんですけど、もう少し丁寧な説明が必要だと思うんですけど、その辺について少し詳しく説明してください。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** 今回の専決処分、補正予算の内容について詳細を御説明させていただきます。

令和5年度4月補正予算では、住民税非課税世帯の支給世帯数につきましては、令和4年度の実績約16万3,000世帯に対して令和4年度の給付金の支給実績約9割を乗じた数を基に算定して、14万8,000世帯を見込んでおりました。それで、家計急変世帯2,000世帯と合わせまして15万世帯分を計上しておりました。

今回の給付金事業を進めていくに当たりまして、1つ目に、令和5年度の実績約15万世帯、これは保健福祉局で抽出しました給付金事務上の世帯数なんですけれども、令和4年度より増加したことと、2つ目に、今回導入しましたプッシュ型の支給決定通知書の発送による支給実績がほぼ100%であったということ、それから、書類の返送が必要な支給要件確認書においてオンライン申請の範囲を拡大したことなど、手続の負担軽減や迅速な支給に努めていること、また、国と協議を行いまして、過去2回の給付金の対象外でありました世帯全員が課税者から扶養を受けている非課税世帯について新たに支給の対象としたことから、支給実績が令和4年度を上回ることとなりました。

以上を踏まえまして、プッシュ型以外の確認書や申請分につきましても、見込み世帯数の最大値で、後に予算の不足が生じないように、必要な予算を再度算定いたしまして、給付金事務上の非課税世帯の全て、約16万6,500世帯に対して支給可能な予算を確保することとして、補正額としましては6億円、約1万8,500世帯分となる補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

なお、現在既に、当初予算の支給見込み15万世帯を約3,000世帯超えて支給しております。また、令和4年度の実績約1万2,000世帯上回って支給をしている状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）白石委員。

○委員（白石一裕君）つまり、見込みが甘かったということになるんですかね。

○委員長（村上直樹君）給付金担当課長。

○給付金担当課長 そうですね、4月補正の時は令和4年度の実績に基づいて予算を算定、計上しておりましたので、見込みが甘かったと言われればそうなるかと思えます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）総務部長。

○総務部長 補足して御説明いたします。

説明の中で、これまでの支給の実績、書類を送ってから戻ってくるのは9割程度あったんですが、それを見込んで4月の臨時会で必要な世帯数を算出しましたと申し上げました。その支給実績を見込んでというところが、今回の積算で初めて入れた要素なんです。

過去、令和3年度から令和4年度で2回やった給付金においては、非課税の世帯全てに支給するという前提で予算を組みました。結果として、過去2回では予算不足という状況は起こらなかったんですが、他方で、今回決算でも御説明しましたように、1回目の給付金では33億円の不用が生まれて、2回目の令和4年度に実施したのも、令和4年度決算で12億円の不用が生まれました。そういったことがありまして、今回私ども、4月のときには、できる限り実績に近い数字を追うということで、この過去2回の書類を送ったうちの返送率というものを、約9割というのを乗じました。ただ、この判断がよかったかどうかというところで、結果的に専決処分をお願いしないといけなくなったということがございます。

反省点としましては、今回、書類を返送していただくという方式以外に、プッシュ型ということで、私どもが口座情報を既に持っている世帯については、書類の返送とか不要で支給するという方式を大部分で取っておりました。今考えましたら、その世帯が大体11万世帯ほどあったわけなんですけど、この11万世帯については支給実績9割というのを乗じずに100%といたしまして、残りの書類の返送が必要な世帯についてはこれまでの書類の返送率を乗じる、そのようなことをしていれば、8月に急ぎ専決処分という形で非常に唐突な動きをせずに済んだのではないかと考えております。

そういう意味で、今後もまた給付金の事業を行うかどうか、国もそういう可能性もなきにしもあらずみたいな議論も始まっておりますけれども、そうなれば4回目になるわけですけども、この3回の予算の動きは、今後もし仮に事業を行う場合はよくよく踏まえた上で、年内に支給が完了するという国のスケジュール感の中で専決という処分を取らせていただいたんですけども、そういうイレギュラーな対応を取らなくて済むようなやり方というのは引き続きよく考えていかないといけないなと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）白石委員。

○委員（白石一裕君）大体分かりました。過去2回の給付金を基に算定したということであり

ましたけども、様々な要素が変わったんであろうと思いますし、過去2回のように不用額がたくさんあっても困るということで、ぎりぎりのところでというのもよく分かりました。

ただ、金額がこのように大幅に増えて、こういうところが足りなかったということの後で言われて専決をされるということになると、結構議会も混乱すると思いますので、足りなかったら専決すればいいとは思っていないと思いますけれども、そこは慎重に、今の状況を見ると今後恐らくあるのかなと、政府も今から大幅な補正を組むと言っていますから、こういうことが続いているのかなと思っていますから、これからはもっと慎重を期して算定していただきたいと思います。意見で終わります。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** その他、質疑はありますか。荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** すいません、今の給付金に関する専決処分で教えていただきたいんですが、当初は14万8,000世帯で、今回補正で1万8,510世帯、合わせて16万6,510世帯ということになりますが、現在までの進捗状況、どこまで給付されているかという到達点と、今後、振り込みされる予定になっている分もあると思いますけど、給付がどれぐらいまで行くのか、それから、家計急変世帯が2,000世帯、これは今回の補正には入っていないそうですが、これをどこまで今行っているかというのを教えてください。

それから2つ目に、議案第151号の旅館業法施行条例の一部改正についてですが、これは国会で法律が成立する過程で宿泊拒否をめぐる問題等で活発な議論があって、修正の上、成立したと聞いておりますが、今回、事業を譲り受けた者は営業許可の取得等を行わなくてもいいということですね。それで、旅館業の業務の適正な運営を確保するという法の趣旨に基づいて、それが担保できるかどうかというのを、どのように考えているのか教えていただきたい。

それから、168号の補正予算です。

これは決算特別委員会でも議論がありました。今回の補正は、病児保育の利用者増加への対応ということです。決算特別委員会では、認可外施設での病児保育の状況を今後確認するということでしたが、それもそれで必要だと思いますけど、市民ニーズについて、全体でどれぐらいのニーズがあるかということ、これを把握する必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてお尋ねします。

最後に、食肉センター特別会計の補正です。

施設は昭和63年3月に竣工ということで、かなり老朽化が進んでいると聞いております。今回の3,200万円の補正は施設の老朽化等による修繕あるいは委託料の増額等だと聞いておりますが、全体的に非常に老朽化しているということを聞いていますので、施設の抜本的な整備に関する計画はどのようになっているか、教えていただきたい。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** 議案149号の専決処分のお尋ねについてお答えいたします。

支給状況につきましては、現時点で、支給決定通知書のプッシュ型の対象世帯につきまして

は、約11万7,000世帯への支給が7月に完了しております。それと、書類返送が必要であります支給要件確認書及び非課税申請書の対象世帯や家計急変世帯につきましては、約3万6,000世帯への支給が完了しております。合計で約15万3,000世帯に対して支給を行っております、これは、家計急変世帯を除く非課税世帯への支給では、令和5年度の予算の世帯数の91.4%に当たります。

なお、支給決定通知書と支給要件確認書を送付いたしました16万3,509世帯の93%に相当いたします。

また、申請件数なんですけれども、現在約15万6,000世帯でございます、これは当初予算の見込み世帯数15万世帯を約6,000世帯上回る申請を受け付けております。申請期限の10月2日まで書類の返送、申請を受け、順次審査して、年内に支給を完了する予定でございます。

それと、家計急変世帯の申請状況なんですけれども、現在約460件の申請を受けております。10月2日が申請期限となっているんですけれども、日々駆け込みの申請を受けておまして、まだまだ申請件数は10月2日まで伸びるような見込みですので、給付金を待っておられる方々に対しまして一刻も早く給付金をお届けできるように処理を進めているところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 保健衛生課長。

**○保健衛生課長** 旅館業法施行条例の改正について御説明いたします。

事業譲渡によりまして旅館業法許可を得ずに承継できるようになるという改正でございますが、事業譲渡ということで、譲渡人と譲受人の間の営業の継続、これの確認がまず必要ではないかと考えております。こちらにつきましては、8月3日に旅館業法施行規則が改正されておまして、その中で、申請の際に添付する書類といたしまして、事業譲渡を証する書類の添付が必要であると定められております。これに関しましては、例えば契約書のようなもので、まず営業の継続性というところを確認するというようにしております。

事業譲渡の申請があった場合なんですけれども、旅館業の場合、暴力団等が申請者であった場合は営業の許可を与えないことができるという規定がございますので、まずこの譲受人が暴力団等に該当しないかどうかというところで、手続上、暴排照会を関係機関のほうにかけようとなっております。

また、旅館業法の中では、旅館施設の設置場所が、例えば学校ですとか児童福祉施設、社会教育施設のようなものの敷地周囲からおおむね100メートル以内に設置される場合であって、正常な施設環境が著しく害されるおそれがある場合は許可を与えないことができるといったような規定もございます。ですので、譲渡する施設がこういった施設から100メートル以内にあるかどうか、また、ある場合は、正常な施設環境が阻害されることがないかどうかというところを関係機関へ意見照会を行うという手続も、譲渡の場合も同じように行うこととなります。

また、改正法の附則で、事業譲渡を受けてから少なくとも6か月以内に1回は施設の調査を



することが定められておりますので、事業譲渡の承継承認の後にはなろうかと思いますが、施設調査も行うこととなっておりますので、こういったことから、新規の許可と変わることはない手続によりまして旅館業の適正な運用ということが確保できるのではないかと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 保育課長。

**○保育課長** 病児保育の関係です。認可外で病児保育を実施している施設の利用状況の確認に関連いたしましての市民ニーズの把握についての考え方ということでございます。

市民ニーズの把握、いろいろ考え方もやり方もあると思えますけれども、端的に如実に把握できるものとしてはやはり利用実績ではないかなと考えてございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 食肉センター所長。

**○食肉センター所長** 食肉センターの今後の整備についてお答えいたします。

食肉センターは、運用開始から35年が経過し、近年は老朽化に伴う機械設備の突発的な故障や不具合が多発し、修繕費用が増加しております。今後も、施設を維持するための費用はさらに増加していくことが予想されています。そのため、今後の老朽化対策の検討に資することを目的に、令和3年度に、施設の老朽化度の診断と併せて、再整備に要する費用について、専門業者に調査を依頼しました。

その結果、建物は今後50年は使用可能であるものの、機械や設備については耐用年数を大きく過ぎていたため、早い時期の更新や改修が必要と判断されました。また、再整備に要する費用は、現施設の長寿命化に必要な機械設備等を全て更新する場合は約25億円、また、敷地内に同規模の施設を新たに設ける場合は約70億円と試算されています。

このように、施設の再整備を行う場合は多額の費用を要するため、検討を行う際は、利用事業者等の民間が主体となって一体的に管理運営できる体制を構築すること、また、と畜頭数に見合った施設規模にすること、食肉事業者が今後も継続的に施設を利用し続けること、使用料の増額等、受益者である利用者に応分の負担が生じることなどを基本に進める必要があると考えております。現在、利用事業者と協議を続けている状況であり、今後も引き続き、施設整備の方向性や運営方式について協議を重ね、適切に判断していきたいと考えております。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** まず、給付金については、10月2日の締切り期限までもうあと僅かしかありませんが、いずれにしても、物価高騰で市民生活が厳しい状況が続いておりますので、一刻も早く、そして確実に給付金が届くようにやっていただきたいということを強く要望しておきたい。

それから、旅館業法の施行条例については、先ほど詳しく説明をしていただきました。いろんな懸念材料がありますが、今の説明では、そういうことに対する対応ができるというふう

に聞こえましたので、これも適切に今後運用していただきたいということを要望しておきたい。今からいろんな規定等を検討する部分もあるんですよね。その際に、旅館業の業務の適正な運営を確保するという立場からしっかりやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、病児保育の関係ですけれども、利用実績を分析、検証することが必要ではないかと言われたけども、現在、市で助成している施設13か所、戸畑区にはありませんし、区によって配置がアンバランスな状況だと思いますので、そういう点も踏まえてニーズを把握する必要があるんじゃないかと思いますので、ここは再度答弁をいただきたいと思います。

それから、食肉センターの関係ですけど、今回は、3,200万円の補正は全額一般会計からの繰入れということですよ。今後、整備に当たって、先ほど多額の費用がかかると言われましたけど、国等の補助とか、あるいは交付税措置とか、そういうのはあるだろうと思うんですけど、大体どんな感じなのか、概要だけ教えていただければと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 保育課長。

**○保育課長** 病児保育の関係で、区のアンバランスなども踏まえてニーズを把握する必要があるのではないかといったお話でございます。

現在、市が委託事業で実施しております病児保育事業は、委員御指摘のとおり、戸畑区にはまだございません。そういう区におけるアンバランスがあるということも当然承知しております。また、どうやって現在のアンバランスを踏まえてニーズを把握していくか、実績もそれを踏まえてどう把握、分析していくかというのは、まだこれからやり方も含めて考えていかなければならない項目だと考えてございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 食肉センター所長。

**○食肉センター所長** 国等の補助についてでございます。と畜場を新たに整備する場合は、3分の1の国庫補助がございまして。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 病児保育ですが、これから考えようということですけど、今の13か所は、門司区が1か所、小倉北区が3か所、八幡西区が3か所、小倉南区4か所、若松区と八幡東区が1か所ずつということですが、これはやっぱり相当地域的なアンバランスがあると思うんですよ。全体として、今回の補正は、利用が増えているからという理由で補正をするわけですよ。今後、やはりニーズは高まってくるんじゃないかと思いますので、どういうところにどういうニーズがあるかというのを把握するための取組をぜひきちんとしていただきたいと思います。これはもう要望しておきます。ぜひ検討してください。

それから、食肉センターは分かりました。今後の課題は様々ありますけれども、大事な施設ですので、その施設の役割をしっかり果たせるように整備を進めていただきたいということを、これも要望しておきたいと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** それでは引き続き、質疑はありますか。西田委員。

**○委員（西田一君）** まず、医療的ケア児レスパイト事業についてお尋ねします。

訪問看護ステーションを利用される方に助成するという事なんですけど、在宅になりますので、おうちの方も多分家にはいるのかなあと思っているんですけど、いろんなレスパイトの仕方があると思うんですけど、本当に介護疲れとかで、やっぱり御家族の御負担はすごいただろうなと思うんですけど、その中で、今回は訪問看護ステーションに関するレスパイトの助成で、場合によっては入院してレスパイトとかあろうかと思いますが、対象となる御家庭は限られますので、ある程度想定しているのかなあと思いますが、具体的にどういうふうに御家族にレスパイトしていただくのかというイメージをお伺いしたいなと思います。

それと、障害福祉分野のICT導入モデル、547万円ということで金額が限られています。どういったところに導入されるのか、お知らせいただきたいと思います。

それと、介護保険会計、34億円弱の補正額ですね。例年どれぐらいなんだろうと思うんですけど、この34億円についての見解を伺いたい。保健福祉局は以上です。

子ども家庭局ですが、きたきゅうベビー応援事業、支給は現金のみなのかなあと把握しているんですけど、一体的な相談支援、経済支援に関して、これまでもやってきていると思いますが、改めて具体的にどのような一体的な支援を行っているのかというのをまず伺いたいと思います。

それと、その一体的な相談支援、経済支援を行うことによって、これまでの効果並びに今後の課題が見えてきたのか。なかなか、本市も事業をいろいろやっていますが、少子化に歯止めがかからないというところで、お尋ねいたします。

これは説明の文章を読むと、国の交付金は9月までと説明していますね。令和5年9月末までの費用が計上された、本市では10月以降も引き続き行くと。すいません、この文章だと、財源はどうなっているのかなあと疑問が生じますので、財源も御説明いただきたいと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 医療的ケア児のレスパイト事業についてお答えいたします。

まず、医学の進歩を背景にいたしまして、医療的ケアが日常的に必要な子供さんが増えているという状況がございます。北九州市では、これら医療的ケアを必要とする在宅の子供や家族を支援するために、令和2年10月から、介護負担軽減のために利用した訪問看護費用の一部を助成するレスパイト事業を開始したところでございます。

実際、訪問の看護師が提供するサービスといたしましては、主治医が記載する指示書に従いまして、人工呼吸器の管理であったり、経管栄養の実施であったり、たんの吸引の実施などの医療的ケアに加えまして、おむつ交換などを行っているところでございます。具体的な利用のシーンといたしましては、例えば御家族が買物や病院受診などで外出するとき、あるいは、き

ようだい児の外出に御家族が付き添う場合、そういったときに御自宅で利用するといったようなことのほかに、御本人が通院するときの同伴、あるいは、学校行事などに参加するときの付添い、そういった自宅外で利用する場合もございます。このような様々なシーンで活用していただいている事業でございます。

今回、特に学校等で利用する場合を想定いたしまして、補正予算案を提出させていただいたところでございます。このレスパイト事業につきましては、自宅あるいは外出先、様々なシーンで活用していただくということで、御家族の介護負担の軽減に資するものと考えております。今後も、市といたしましてどういったことができるのかといったようなことも考えながら事業運営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 指定指導担当課長。

**○指定指導担当課長** 障害福祉分野のICT導入モデル事業の対象事業所についてお答えいたします。

今回の補正予算の中でいうと、障害福祉サービス事業所13事業所分を計上させていただいております。これは、国から補助の協議があった際に、市内の全事業所に意向調査を行いまして、13事業所から申請の希望があるところでございます。具体的な事業所の内訳を申し上げますと、放課後デイサービスとか児童発達系の施設が7か所、それから、生活介護であったり就労継続支援B型のような通所系の事業所が5か所、それから、障害者の入所支援の施設が1か所の計13か所から希望があるところでございます。

**○委員長（村上直樹君）** 介護保険課長。

**○介護保険課長** 令和4年の決算に伴う補正についてお尋ねいただきました。

今回の補正につきましては、33億9,000万円余りの補正となっておりますが、その内訳は、国、県に精算分として返すお金が20億8,000万円余り、それから、第1号被保険者の保険料の剰余として給付準備基金に積み立てる分が13億1,000万円余りとなっております。参考に昨年度の補正額をお話ししますと、補正の額が25億4,000万円余りで、国、県に返す償還金が13億8,000万円余りで、給付準備基金へ積み立てる額が11億5,000万円余りとなっております。この数字自体は令和3年度決算よりもやや増加しております。

内容としては、事業計画に対しての進捗が令和3年よりも令和4年のほうがやや低調な分がありまして、令和3年度はこの給付関係費用の執行率が96%を超えておりましたが、今回の給付関係費用の執行率というのが94.5%程度になっておりまして、その分でかい離が大きくなったと考えております。特に、国、県の負担金というのは大体予算どおりに入ってきますので、精算において額が大きくなると考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** きたきゅうベビー応援事業の一体的支援、それから、この事業によって少子化に関する様々な課題、そして、9月以降の財源についてお答えさせていただきます。

まず、この事業ですけれども、委員がおっしゃるとおり、経済的支援と伴走型支援、これを一体的に実施しております。まず、妊娠届出時、それから出産前の妊娠8か月、それから出生後の乳児全戸訪問に、妊婦さんまたは母親、家族の方、保護者の方と面談を通じて相談支援に結びつけていこうとするものでございます。

この中で、出産届出のときに5万円ということでお渡ししておりますけれども、この5万円の経済的支援がいわゆるインセンティブになりまして、相談実施機関等にアクセスがしやすくなるということでございます。例えば、全戸訪問時の面接が容易にできたという声は効果として聞いております。この結果、ニーズに即した全ての妊婦、子育て世帯に適した支援策が確実に届くこととなっております。こういったことで、実効性がより高まるものと認識しております。

この事業を行うことで、少子化などの問題、課題にどういふふうに影響があるかということでございますけれども、少子化につきましては様々な要因があると認識しております。もちろん経済的な部分、それから、いろいろ働く環境であったり、子ども家庭局といたしましては、様々な市民のニーズに合った子育て支援策を通して少子化を食い止めていくような施策を続けていきたいと考えております。

引き続きまして、今後の財源でございます。

当初、このきたきゅうベビー応援事業ですけれども、国の昨年度の第2次補正予算として事業化されましたけれども、その後また国でも予算措置をされておまして、年間を通して予算は確保されております。したがって、国の補助が3分の2、県が6分の1、市が6分の1という負担割合ということになっております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 伴走型相談支援の流れについて御説明いたします。

先ほど総務企画課長が申しましたように、妊娠届出時の面談につきまして、やはり妊娠中で体調が悪い方もいらっしゃるもので、この面談を行うと5万円というところで、妊婦さんに確実に面談ができるということが効果として上がってくるかと思っております。それから、出産後なんですけれども、乳児家庭全戸訪問事業で面談を行った後に5万円を給付するんですが、これまでは、非常に時間と労力をかけて訪問の日時を調整したりということがあったんですけども、この面談の後に5万円の給付の手続に入りますということで、訪問の調整が非常にやすくなったというお声はあります。

ただ、全戸訪問事業、やはり訪問の同意が得られないという御家庭もこれまでございましたので、その訪問の同意が得られない件数などがどのように変化していくかについては、今後、この事業が始まった前後で、その推移を見守っていきたいと思っております。いずれにしても、直接保護者の方とお会いして相談を聞くことで、不安の解消であるとか育児支援につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）ありがとうございました。

まず、医療的ケア児レスパイト事業ですが、対象者が限られているんじゃないかとさっき申し上げたんですが、具体的にユーザーの希望とか課題とかそういったことを聞き取りとかして把握した上でこの事業だと思うんですが、確認させてください。

○委員長（村上直樹君）障害者支援課長。

○障害者支援課長 医療的ケア児の御家族の皆様には、市の障害者支援課から個別にお手紙をお送りいたしまして、皆様の置かれている状況あるいは御希望、そういったところを丁寧に聞かせていただいているところがございます。そういった内容を踏まえまして、市といたしましてどういったところができるのかといったところの検討を続けているところがございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）訪問看護ステーションにできること、できないことがあると思うんですが、本来制度上できないお手伝いも極力してあげるという理解でいいんですかね。

○委員長（村上直樹君）障害者支援課長。

○障害者支援課長 訪問看護事業所ですので、基本的に医師の指示書に基づいてサービスを提供するといったところがございます。その提供するサービスの中で、御家族を支援すると、お子様を見守るといったようなところで必要なものにつきましては、御家族からの御希望、そういったところもお聞きしながら、訪問看護事業所のほうで判断をしながら対応しているところがございます。

このレスパイト事業につきましては、医療保険の枠組みとはちょっと違う福祉的な仕組みで提供するサービスですので、医療という制約はないものというふうに承知をしております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）基本的な医療的サービスを主治医の指示書に基づいて提供するということがなんですが、やっぱり日々の暮らしの中でいろいろな、想定していないこととかいうか、要は主治医の指示書以外で、目の前でお手伝いしてあげたい部分が当然生じると思います。その辺はサービス提供者が多分臨機応変に対応してくれているんだろうなとは思いますが、行政として、主治医の指示以外の部分とかサービス提供の範囲外の部分に関して、なぜ提供したんですかとか、事業所に対してそんな指導がくれぐれもないように、そこは目をつぶるじゃないですけど、とにかくできるだけ協力してあげてくださいという雰囲気とかいうか、そういったことは当然事業所に対してはやっぱり雰囲気として出させていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

ただ、じゃあ本当に久しぶりに子供のケアから解放されるなあというようなことはなかなか

ないのかなあ。親御さんによっては、逆にレスパイトしていることによって子供に対する罪悪感があったりとか、あるいは、今子供はどうしているかなあとか、やっぱり精神的に子供とは絶対離れられないわけで、その中でいかに心身ともに休息をしていただけるかというのを常にお考えいただきたいなと思います。

それから次、ICTのモデル事業なんですけど、13事業所ということで、市内の全ての事業所の中でほんの僅かということでもありますので、実際、事業所として日々業務をやっている中で、じゃあそこにさらにICTを導入して、そのICTに慣れてという、そこにまた一苦労あるわけで、ぜひその先行する13事業所に関しては検証していただいて、こんなにメリットがありますよというのをほかの事業所にも今後お伝えいただきたいなと思います。要望です。

それと、子ども家庭局に行きますね。

届出時に5万円を渡して、その後、面談を求めること、面談の後に5万円払いますよというインセンティブということなんですけど、多分、これで全戸訪問できていないよね。どれぐらいできていないんですかね。

**○委員長（村上直樹君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 実施率は94.4%になっております。残りの方たちにつきましては、4か月になるまでに全戸訪問を実施しておりますので、4か月健診時にもう一度確認をしまして、4か月健診を受けていないお子さんにつきましては、また保健師等の専門職が、全員安全が確認できるまで訪問をしているということになっております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 結果として100%につながるわけですかね。はい、いいです。

それならもちろんいいんですが、先ほど、すいません、財源の説明に関して、年間を通して予算を確保されているという御説明だったんですが、この説明文には令和5年9月末までの費用が計上されたとあるので、矛盾していないかなと思っているんですが。

**○委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** この概要なんですけれども、令和5年度第2次補正予算、こちらが9月まで予算計上されたという意味で記載させていただいております。今回の9月補正に対する国の予算としては、国も同じく予算計上されておりますので、そこは説明不足だったと認識しております。

**○委員長（村上直樹君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** だから、今回、国の補正予算で引き続き10月以降の分も100%予算は確保できているということですか。

**○委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** 残りの分も確保できております。

**○委員長（村上直樹君）** 西田委員。

○委員（西田一君）であれば、この概要の説明が足りないなあというか、説明として不十分ですよねということ指摘して、終わります。以上です。

○委員長（村上直樹君） それでは引き続き、質疑はありませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君） では、お伺いします。

まず、議案第151号の旅館業法の条例の一部改正についてです。

先ほど、これまでの新規の許可と変わらないような対応をするというお話でしたけども、法の趣旨は、事業継承が速やかに行えるようにと、事業継承をちゃんと行って、良質な旅館を守っていくという趣旨もあると思うんですけども、そうした法の趣旨を損なわないような対応、手続上の配慮について、お考えを聞かせてください。

次に、議案第168号、補正予算の件です。

これは意見として、食肉センターの施設整備で、食品を扱う施設、また、非常に重労働の施設というのがありますので、ぜひ必要な整備はちゃんと行っていただきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひします。

同じ補正予算のところです。病児保育の件です。

今回、利用者の急増でキャンセル待ちや利用の断りが生じているということで、それをさせないための今回の補正予算だと説明がありました。今現在出ている、子供さんが病気でどうしようかというときにキャンセル待ち、利用ができないという大変な状況だと思います。今回の補正で、そういったものがある程度クリアできるというお考えでいいのかどうかについて聞かせてください。

きたきゅうベビーの応援事業で、これは要望させていただきます。

今回、先ほども議論がありましたけれども、母子の妊娠出産リスクを減らすため、孤独出産となってその後の児童の遺棄とかにならないようにという趣旨があると思うんですけども、ぜひちゃんと面談ができるようにということで、今は94.4%、これが結構100%に近くなるというお話でした。今回のこの国の事業も活用して面談をして、そういったリスクを生じさせないようにぜひ対応していただきたいと要望しておきます。

次に、プレーパークの件で伺います。

プレーパークは現在7か所でされているということで、以前から北九州市はプレーパークの応援をしていたということですけども、今回、国の100%の補助がつくということで、これを広げていくという提案です。現在、地域地域によってそういったものを受けれる団体があるかということもあると思うんですけども、ない地域とか、今、小倉北区、小倉南区、門司区に集中しているというお話でしたけれども、これを今後広げていくためにはどういった方向、出張型ということですから、出張してそこに立ち上げて、できればその地域でもそういったことができるような団体等を育成していくということも入っているかと思うんですけども、その点について見解を聞かせてください。以上です。



**○委員長（村上直樹君）** 保健衛生課長。

**○保健衛生課長** 旅館業の事業譲渡の手續の簡略化について御説明いたします。

まず、新規と事業譲渡の場合は、1つは、申請の際に必要な添付書類のところはかなり変わってまいります。事業譲渡の場合、新規のときに必要な施設の図面ですとか、建築基準法に基づく検査済証の添付、消防法令の適合通知書、このようなものが、施設の変更がない場合は添付が省略できるということになっております。この辺で、手續上かなりの簡略化が可能であると考えております。また、新規の場合は、許可の前に建物の施設基準の確認ということで保健所が調査に参りますが、事業譲渡の場合は、この調査が承継承認後で構わないということになっておりますので、事業が途切れることなく継続していただける部分であると思っております。

あともう一点大きいのが、申請の手数料が変わってまいります。新規申請の場合は、申請手数料が2万2,000円でしたが、承継承認の場合は手数料が7,400円ということになります。こういった点で、新規で営業許可を取得していただくよりは、事業譲渡のほうが、手續上も手数料上もかなりの簡略化になっているのではないかと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 保育課長。

**○保育課長** 病児保育の関係でございます。今回の補正でキャンセル待ちなどは解消できるのかという御質問でございます。

今後のニーズと申しますか、これは感染症の動向とかによってすごく変動してくるかと考えてございます。ですので、今回の措置だけで100%全て解消できるのかどうかというところまで予測するのは難しいのかなと考えてございます。しかしながら、そういったものを解消するために取り組み、今回の措置で結果的に全部解消できればそれは一番よいことだと考えてございますので、そうした方向に向けて努力してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 青少年課長。

**○青少年課長** 今回の補正で上げさせていただいたプレーパークの事業について説明いたします。

今回の補正で上げている事業は、これまで既存でプレーパークを開催している地域だけではなく、今後広げていくということで、現在プレーパークを行っていない地域でプレーパークを行い、そこで、いろんな方にこの活動を理解していただき、そしてまた、その地域の団体の方とも協議しながら理解促進し、これをじゃあうちでもやってみようというような形で普及していきたいと、そういう働きかけですね。それからまた、いろんな人材、プレーリーダーという見守りの人材の発掘に努めていきたいと思っております。ですので、今回の事業は、バランスよくいろんなところでプレーパークが行われるように、いわゆる種まきみたいな形で事業を行いたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** 分かりました。じゃあ、プレーパークについてお伺いします。

プレーパークで、ぜひ先ほど言われました種まきということで、地域地域によっては伝統的にやっている団体、NPOもあるかと思えますし、こういったプレーパーク的な遊びのスタイルをやりたいという地域の声があったり、人材育成とかそういったものにぜひつなげてもらって、子供たちの多様性に対応できるような形で、ぜひ今回の国の事業を活用して進めていってもらえたらと思います。以上です。要望で、終わります。

**○委員長（村上直樹君）** 引き続き質疑は。金子委員。

**○委員（金子秀一君）** まず、食肉センターの件で、ぜひ安全対策をよろしくお願いいたします。これは要望とさせていただきます。

あともう一つ、病児保育における利用者増加臨時対策事業に関しまして、先ほどから荒川委員等が質問されておりますが、看護師さんとか保育士さんが出産して、お子さんがいて、休むと言うと物すごく嫌がられるということで、これを広げてもらえれば本当にありがたいという話をよく聞きます。今回の補正予算は本当にありがたいと思うんですが、この病児保育の施設を増やす努力というのは市としてしているのか、それとも、民間というか病院マターで自然発生的に増えていくのを待っているのか、それを教えていただければと思います。

**○委員長（村上直樹君）** 保育課長。

**○保育課長** 病児保育の施設につきましては、現在の5か年プランの中で、令和6年度末までにあと一か所以上を目標として掲げてございます。ですので、今、それに向けて準備は進めているところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** ありがとうございます。エリアに偏りがあるような気もいたしますので、ぜひそのところのニーズを踏まえた上で、もちろん事業者がないとできないことですので、例えば、この病児保育の施設があることによって働きやすい環境がその地域にできるということであれば、もっともっとそういった社会進出のためにも重要な施設であろうかと思えますので、どうぞまた御努力をよろしくお願いいたします。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質疑はありませんか。西田委員。

**○委員（西田一君）** 補正予算の説明書の12ページなんですが、きたきゅうベビー応援事業の財源で、これは全て国費であると認識しているんですが、12節の委託料3,100万円、この委託料というのは要はお金の支給に係る委託なのかなあと、この委託料の説明をお願いします。

**○委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** こちらの委託料は、現金支給の事務作業など、あと、コールセンターの設置をしておりますので、その事務センターの設置ということで委託しております。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** コールセンターは分かるんですが、現金の支給に関してもどこかの団体とかに委託しているということですか。

- 委員長（村上直樹君）総務企画課長。
- 総務企画課長 現金の支給とコールセンターは、同じ団体に委託しております。
- 委員長（村上直樹君）西田委員。
- 委員（西田一君）その団体は随意契約ですか。
- 委員長（村上直樹君）総務企画課長。
- 総務企画課長 こちらの事業を始めるに当たりまして、企画提案方式にて決めさせていただいております。
- 委員長（村上直樹君）西田委員。
- 委員（西田一君）すいません、その事業者の説明は終わってからでいいです。個別に教えてください。以上です。
- 委員長（村上直樹君）そのほか質疑はありませんか。
- ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。
- 10月2日は午前10時に開会します。
- 本日は以上で閉会します。

---

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟